

法務省視察

**「性暴力被害者を支援するとは」**

# **性暴力救援センター・大阪SACHICOからの報告**

2020年1月20日

NPO法人 性暴力救援センター・大阪SACHICO  
阪南中央病院産婦人科  
加藤治子

# 本日のテーマ

- 1) 性暴力被害は疾患か？
- 2) 性暴力被害の現状
- 3) 他人からの強制的性交等と性的虐待
- 4) 性暴力としてのDV
- 5) その他に分類される子どもたち
- 6) 子どもの性被害は誰が診るのか
- 7) 何が必要か

# 1) 性暴力被害は疾患か？

# 性暴力被害は疾患である

- **ICD-10**では、性的被害のことは、「T74 虐待症候群」の中の「T74.2性的虐待」として、子どもも成人も男女の別なく「虐待」として分類されている

(ICD-10：1990年の第43回世界保健総会で採択された国際疾病分類の第10版)

- 産婦人科医師は、女性及び女兒への性的虐待によりもたらされた心身の変化を診療し、心身の回復と健康な性の回復を図る役割を担っている
- 女性が豊かなセクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツを享受することができるようにケアをすることは、産婦人科医療の一環である。

# 「旧優生保護法は違憲」 = リプロダクティブライツは 憲法で保障されている権利である

## ➤ 2019年5月28日仙台地裁判決 (朝日新聞「判決要旨」より)

- ・ 不妊手術を強制した旧優生保護法は**憲法13条に違反し、違憲**である
- ・ **リプロダクティブ ライツ**（子を産み育てるかどうかを意思決定する権利）という概念は、「**性と生殖に関する権利**」をいうものとして国際的には広く普及しつつあるものの、日本においては法的議論の蓄積が少なく、**・・・憲法違反の問題が生ずるとの司法判断がされてこなかった**
- ・ **リプロダクティブ ライツは、幸福追求権**を保障する憲法13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）に照らし、**人格権を構成する権利として尊重されるべき**

リプロダクティブ ライツは憲法13条（幸福追求権）で保障されている権利である

➤ **リプロダクティブ ライツ（子を産み育てるかどうかを意思決定する権利）** という概念は、「**性と生殖に関する権利**」をいうもの

= いつ、誰とどのような性行為をするか、しないか、  
妊娠するか、しないか、妊娠を継続するか、しないか、  
何人の子どもを産むか産まないかを意思決定する権利は  
憲法に保障されている個人の権利である

← **産婦人科医師は女性のリプロダクティブ ライツを守る役割を担っている！！**  
**自らの医療行為がリプロダクティブライツを守っているのかが問われている**

# 第4次男女共同参画基本計画 II 安全・安心な暮らしの実現

## 2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ①配偶者からの暴力
- ②ストーカー事案への対策
- ③性犯罪への対策

(この項にのみワンストップ支援センターの設置促進がある)

- ④子どもに対する性的な暴力への対策
- ⑤売買春への対策
- ⑥人身取引対策
- ⑦セクハラ防止対策
- ⑧メディアにおける性・暴力表現への対応

=すべてセクシュアル&リプロダクティブライツの侵害

# 性暴力とは（国連の定義）

身体の統合性と**性的自己決定を侵害するもの**

「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」

（2009年7月）

国連 経済社会局 女性の地位向上部著

国連の勧告

女性20万人に1か所の

レイプ・クライシスセンターを設置する

# 日本の刑法における レイプ・強制わいせつ（性犯罪）とは

## ▶ 刑法177条「強姦」

暴行又は脅迫を用いて13才以上の**婦女を姦淫**したる者は強姦の罪と為し**3年**以上の有期懲役に処す13才に満たざる**婦女**を姦淫したる者亦同し

## ▶ 刑法176条「強制猥褻」

13才以上の男女に対し暴行又は脅迫を用いて猥褻の行為を為したる者は6月以上10年以下の懲役に処す13才に満たざる男女に対し猥褻の行為を為したるもの亦同し



## 2017年7月の刑法改正により（強制性交等罪）

- ①強姦の定義変更（膣性交・口腔性交・肛門性交すべて強制性交に）
- ②有期刑の重罰化（5年以上に）
- ③監護人の重罰化（18才未満まで暴行・脅迫がなくても強制性交に）
- ④非親告罪化

← 暴行又は脅迫要件の緩和、13歳同意年齢の引き上げ、夫婦間強制性交等の認定に向け更なる法整備が必要

## 2) 性暴力被害の現状

# 性暴力救援センター・大阪SACHICO

Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka  
(性暴力危機治療的介入センター大阪)

2010年 4月1日 阪南中央病院内に開設

2013年 7月NPOに

日本で初めての性暴力被害者支援のためのワンストップセンター

## 1 被害直後からの総合的支援

24時間体制のホットラインと支援員の常駐による心のサポート

24時間の産婦人科救急医療体制と継続的医療（病院拠点型）

警察・弁護士・カウンセラーなど必要な機関への連携

## 2 当事者が「自分で選ぶ」を大切にした支援

## 3 被害からの回復と性暴力のない社会の実現のための活動

# 性暴力被害者を診る産婦人科＝拠点病院

1. 心と身体に対する診断と治療（初期対応と継続医療の重要性）
  - ・緊急避妊対策（緊急避妊ピルは72時間以内・IUDは5日以内）
  - ・STD（性感染症）の検査と予防的投薬  
（初診時・2週間後・4週間後・13週間後検査）
  - ・外傷の診療（出来るだけ早く）
  - ・妊娠した場合の対応
  - ・心のケア
  - ・診断書の作成
2. 加害者対策
  - ・カルテ記録（外傷の記録、被害状況の聞き取りと記録）
  - ・証拠採取（腔内容物・尿・血液）と保管
  - ・被害者の同意があれば警察への通報・証拠物提出
  - ・捜査事項供述書の作成やカルテ開示（警察からの要請により）
  - ・裁判になれば証人としての出廷もあり
3. 精神科、外科、整形外科などへの紹介、弁護士・カウンセリング等への紹介  
児相との協議、通告、学校との協議等

※ 24時間対応、診療に配慮が必要、時間がかかる  
かつ、被害者のセクシュアル&リプロダクティブ・ヘルスの回復のための  
医療と支援を提供することが求められる

＝ 病院拠点のワンストップセンターでなければならない

# 性暴力救援センター・大阪SACHICO

## 9年間の概要（2010年4月～2019年3月）

電話件数	34117件
来所延べ件数	7940件

初診人数（実人数） **2130人**  
（＝カルテを作った人の数）

（面談のみの初来所者数 72人）

# 性暴力とは（SACHICOの定義）

同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力

1. 強制的性交等（腔性交・口腔性交・肛門性交）  
強制わいせつなどの性暴力（**他人からの被害**）
2. 子どもへの性的虐待（**家族からの被害**）
3. DVとしての性暴力（**パートナーからの被害**）
4. その他（性的搾取・**不特定多数**・避妊のない性交など）

これらは、「被害者である女性の性を踏みにじり、人間としての尊厳を脅かす」という意味で、人権問題であり医療問題である

# 9年間初診2130人の性被害内容

(2010年4月～2019年3月)

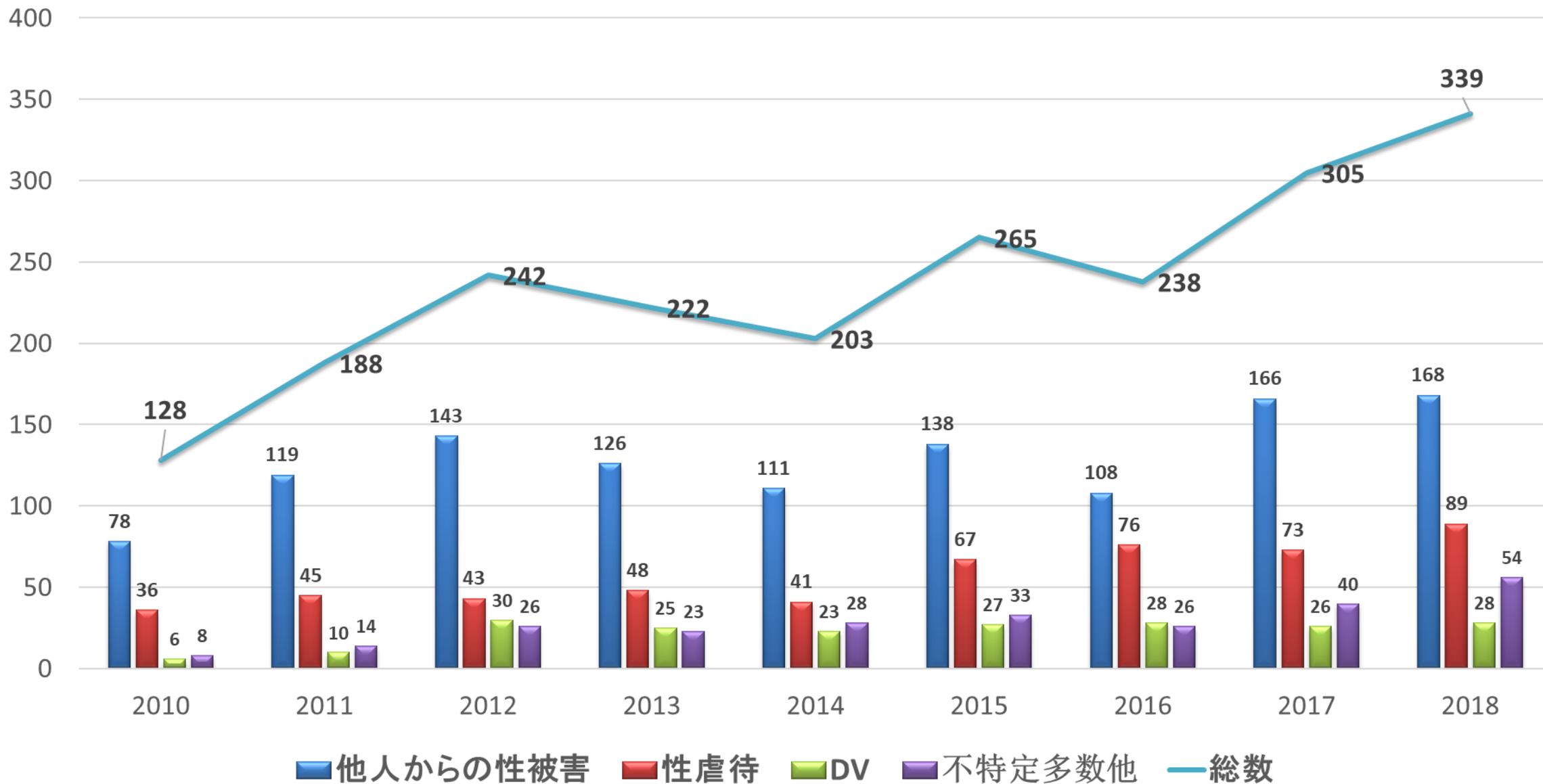
年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
レイプ・強制 性交渉 (他人から)	78	119	143	126	111	138	108	166	168	1157
性虐待	36	45	43	48	41	67	76	73	89	518
DV	6	10	30	25	23	27	28	26	28	203
その他	8	14	26	23	28	33	26	40	54	252
計 (0～19歳 未成年)	128	188	242	222	203	265	238	305	339	2130 1285 60%

# SACHICO 性暴力被害者数の年次推移

2010年～2018年度総数2130人

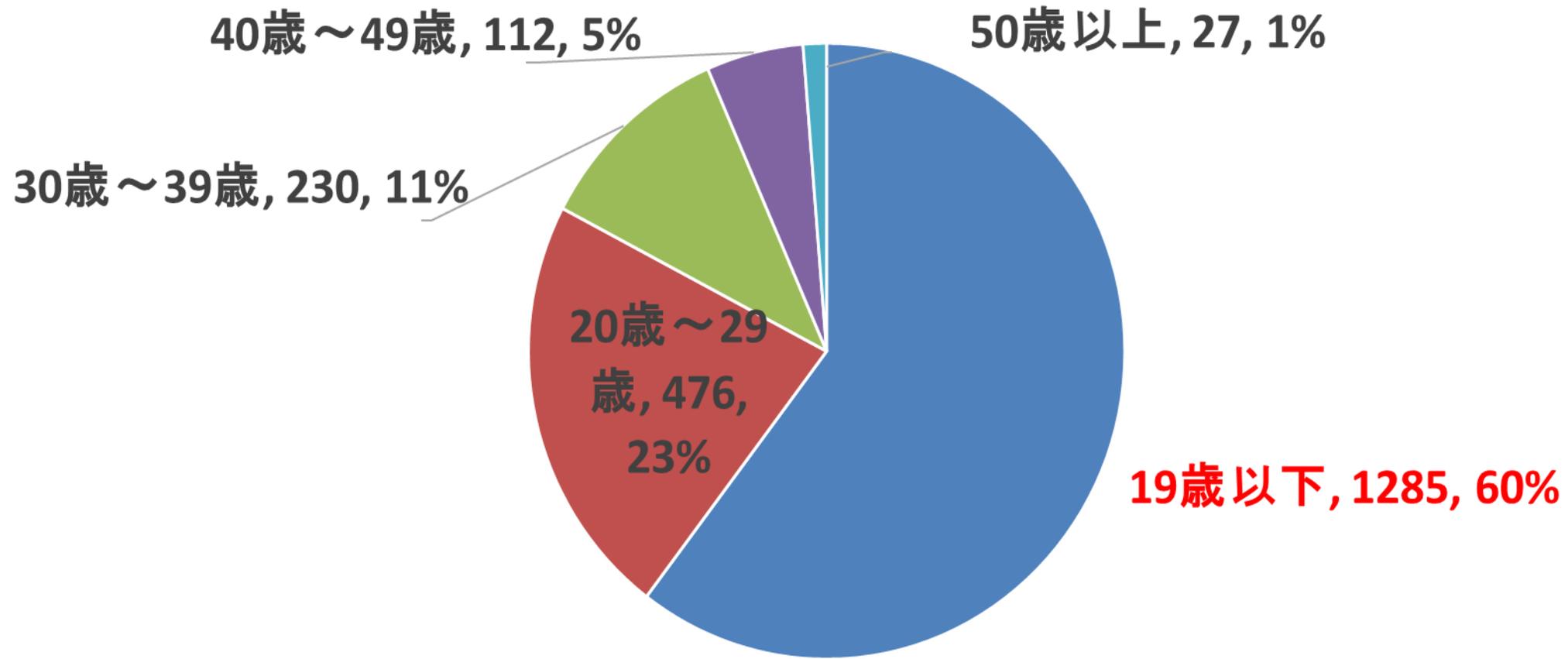
多様な性暴力被害

©性暴力救援センター・大阪SACHICO



# 9年間の初診2130人の年代別割合 (2010年4月～2019年3月SACHICO)

未成年が**60%**を占めている



(他人からの) レイプ・強制ワイセツ被害者の警察への通報状況  
(2010年4月～2019年3月)

年度	被害者数	警察への 通報あり	警察→ SACHICO	SACHICO →警察	初診時警察への 通報なし
2010	78	37	27	10	41
2011	119	65	51	14	50
2012	143	58	52	6	85
2013	126	59	51	8	67
2014	111	40	31	9	71
2015	138	63	54	9	75
2016	108	38	36	2	70
2017	166	70	65	5	96
2018	168	73	64	9	95
計	1157	503	431	72	650 (56.2%) 不明4

# 証拠物（腔内容物・絨毛組織・血液・尿等）の冷凍保管と 警察への提出状況（SACHICO 2010年4月～2019年3月）

年次	初診時警察への通報なし	証拠物の冷凍保管数	警察への提出数
2010	41	31	2
2011	50	35	4
2012	85	35	3
2013	67	25	6
2014	71	38	2
2015	75	29	2
2016	70	16	1
2017	96	37	11
2018	95	59	8
	650	305 (46.9%)	39

# レイプ・強制ワイセツ被害者の中のDFSA

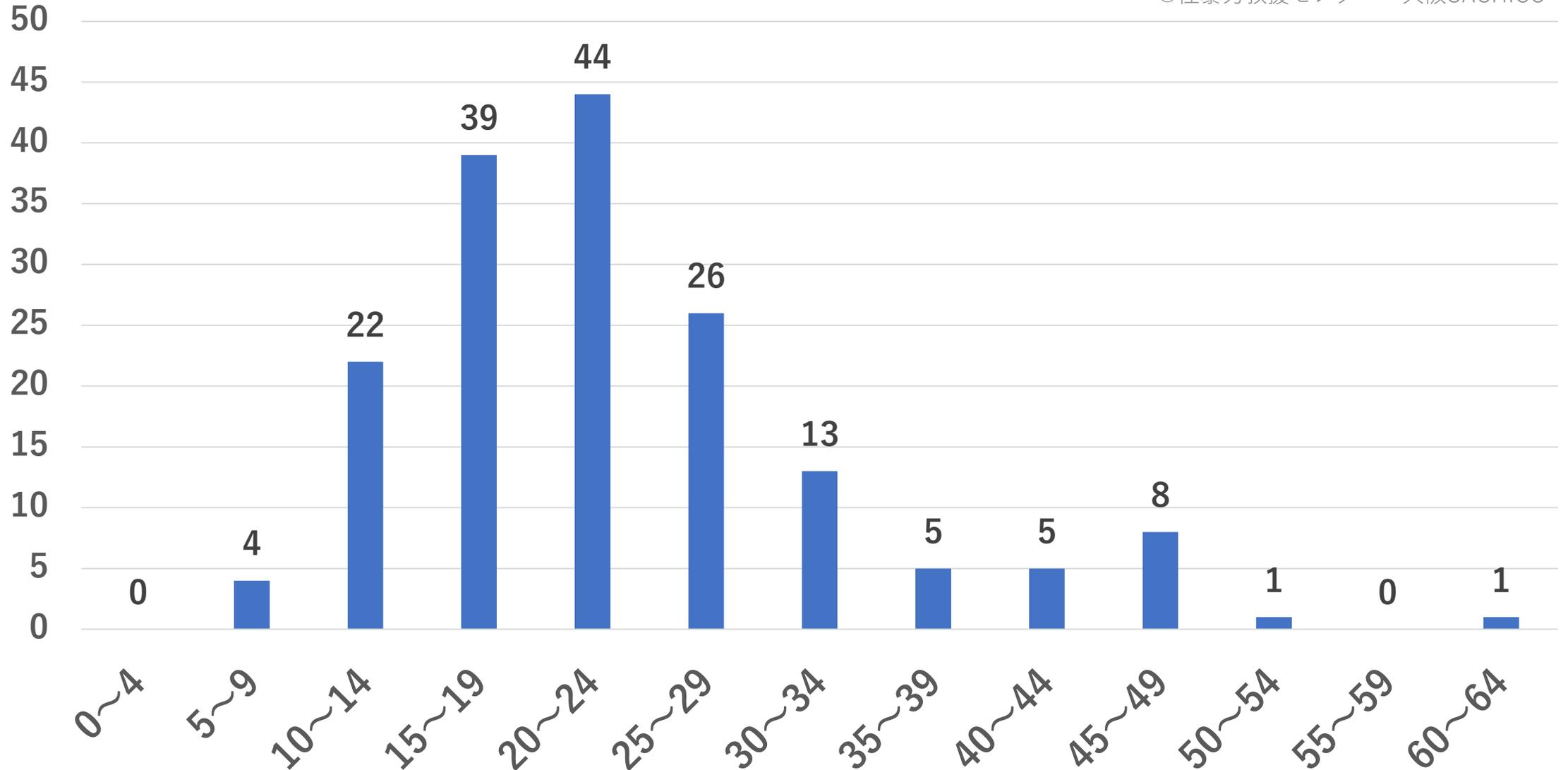
性暴力救援センター・大阪SACHICO

年度	レイプ・強制ワイセツ被害	薬物使用疑い有 (DFSA)
2010年	78	5
2011年	119	8
2012年	143	7
2013年	126	8
2014年	111	2
2015年	138	8
2016年	108	10
2017年	166	16
2018年	168	13
計	1157(100%)	77( 6.7%)

### 3) 他人からの強制性交等と性的虐待

# 他人からの強制性交等168人の年齢分布 (2018年度)

©性暴力救援センター・大阪SACHICO



# 他人からの強制性交等168人の暴行・脅迫の様相 (2018)

- 背後から口をふさがれ、倒された
- 手足をしばられ、アイマスクされ動画を撮られた
- バイト帰りに見知らぬ男にいきなりレイプされ妊娠
- 包丁をつきつけられた
- 監禁・脅迫・殺されかけた、恐くて警察に言えない
- 路上でいきなり羽交い絞めにされ、連れ込まれた
- マンションの裏に連れ込まれ「殺すぞ」
- 宅配便を名乗り入り込み、「殺すぞ」
- 電話で「夫の借金を返せ、出てこい」といわれ、出て行った
- バイト中に客からナイフをつきつけられた

上記のような暴行・脅迫は**168人中 13件程度 (7.7%)**

多くは、「いや」「やめて」と拒否の気持ちと態度を示しているのに

不同意の性交をされている ⇒ **刑法暴行・脅迫要件の問題**

# 成人女性の7.8%が強制性交等の被害に遭っている！

▶ 2017年内閣府の調査（1807人成人女性対象）

「異性から無理やりに性交された経験がありますか？」

⇒ 「ある」という答え = **7.8%**

日本の人口：12700万人（2015年10月国勢調査）

女性の数：約6350万人

0歳～19歳までの女性の数：約1200万人

成人女性の数：6350万人－1200万人＝5150万人

5150万人×7.8%＝4017000人

調査対象の年齢構成は60歳以上が40%であることより

平均年齢を60歳とすると（60年間生きて来て1回被害に遭っている）

4017000人÷60＝**66950人**

## 1年間に6～7万人の女性が強制性交等の被害に遭っている！

# 警察庁発表データ (平成30年版犯罪白書)

## 1-1-2-5 強制性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 1 警察庁の統計による。

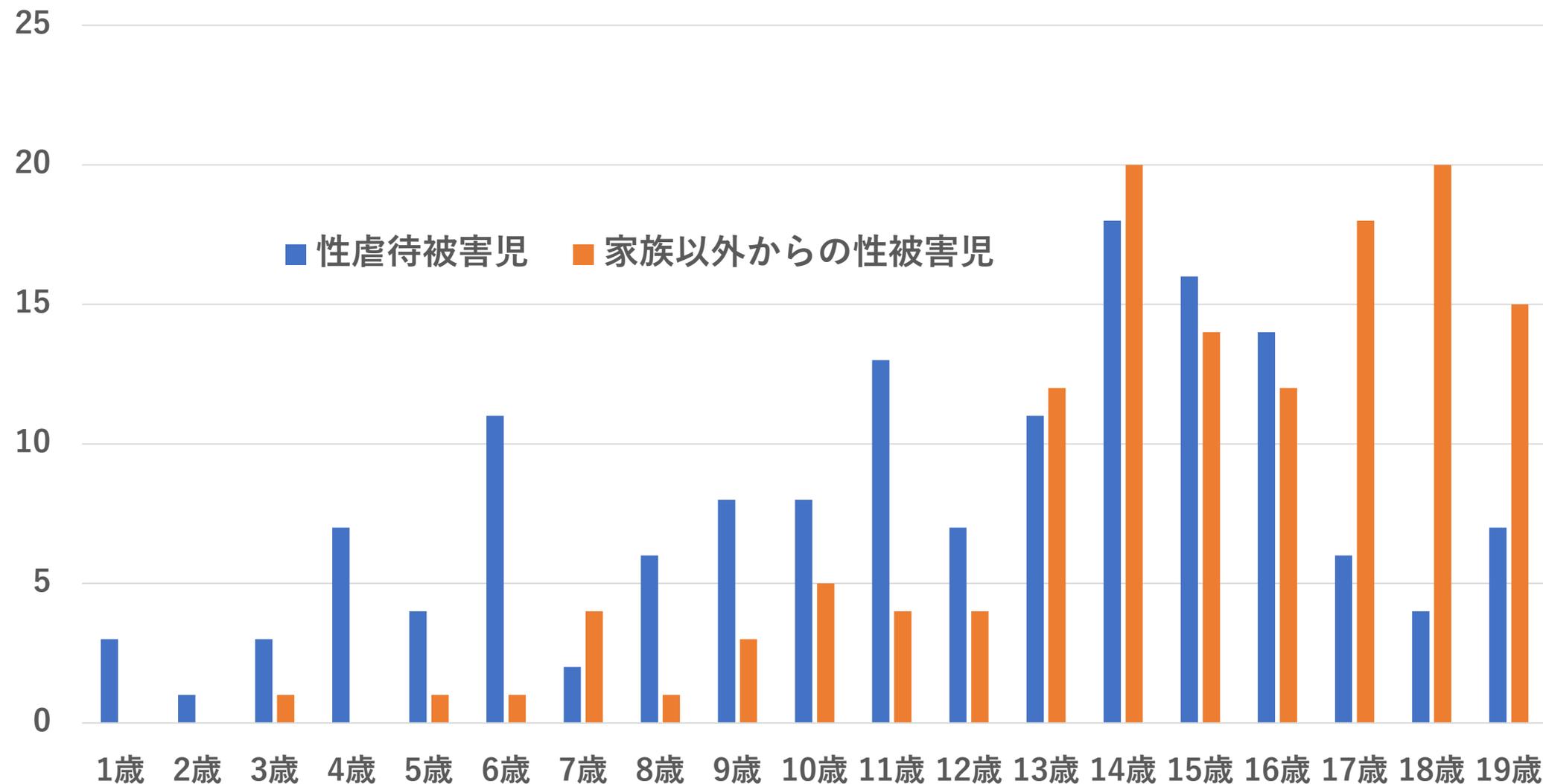
2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。

# 警察が認知しているのは氷山の一角

- 警察庁の強姦認知件数は年間1500件程度  
 $1500\text{件} / 6\sim 7\text{万件} = 2.1\sim 2.5\%$   
(内閣府調査の無理やり性交された人のうち警察に相談した人は2.8%に  
ほぼ一致)
- 警察は実際の発生数の2~3%を認知して、犯罪被害者等  
基本法 (平成16年成立) に基づき支援している
- では、残りの97%の被害者は誰が支援するのか？  
そのための相談機関がない、根拠法がない  
⇒ 性暴力被害者支援法 (仮) が必要

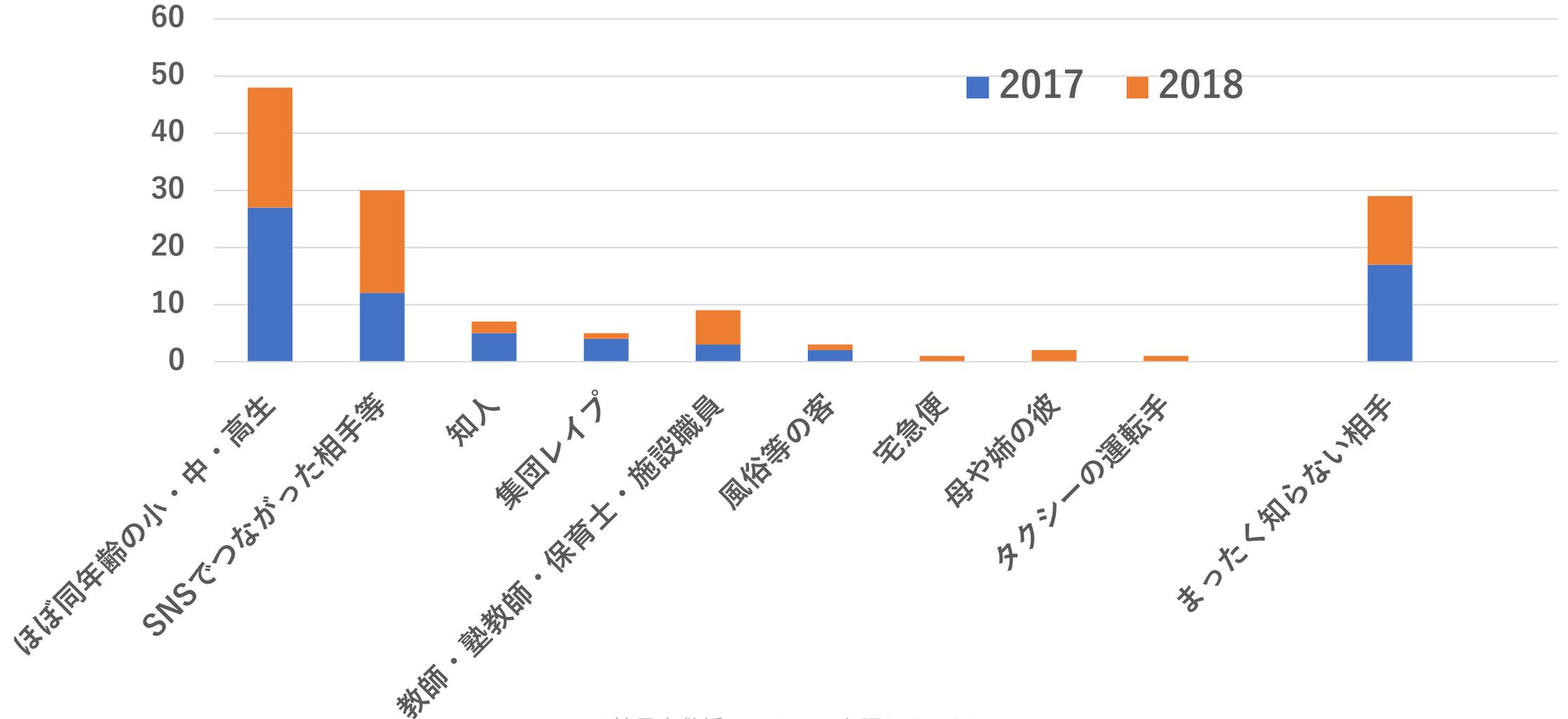
# 性虐待被害児161人と家族以外からの性被害児135人の年齢分布

(2017年4月～2019年3月)



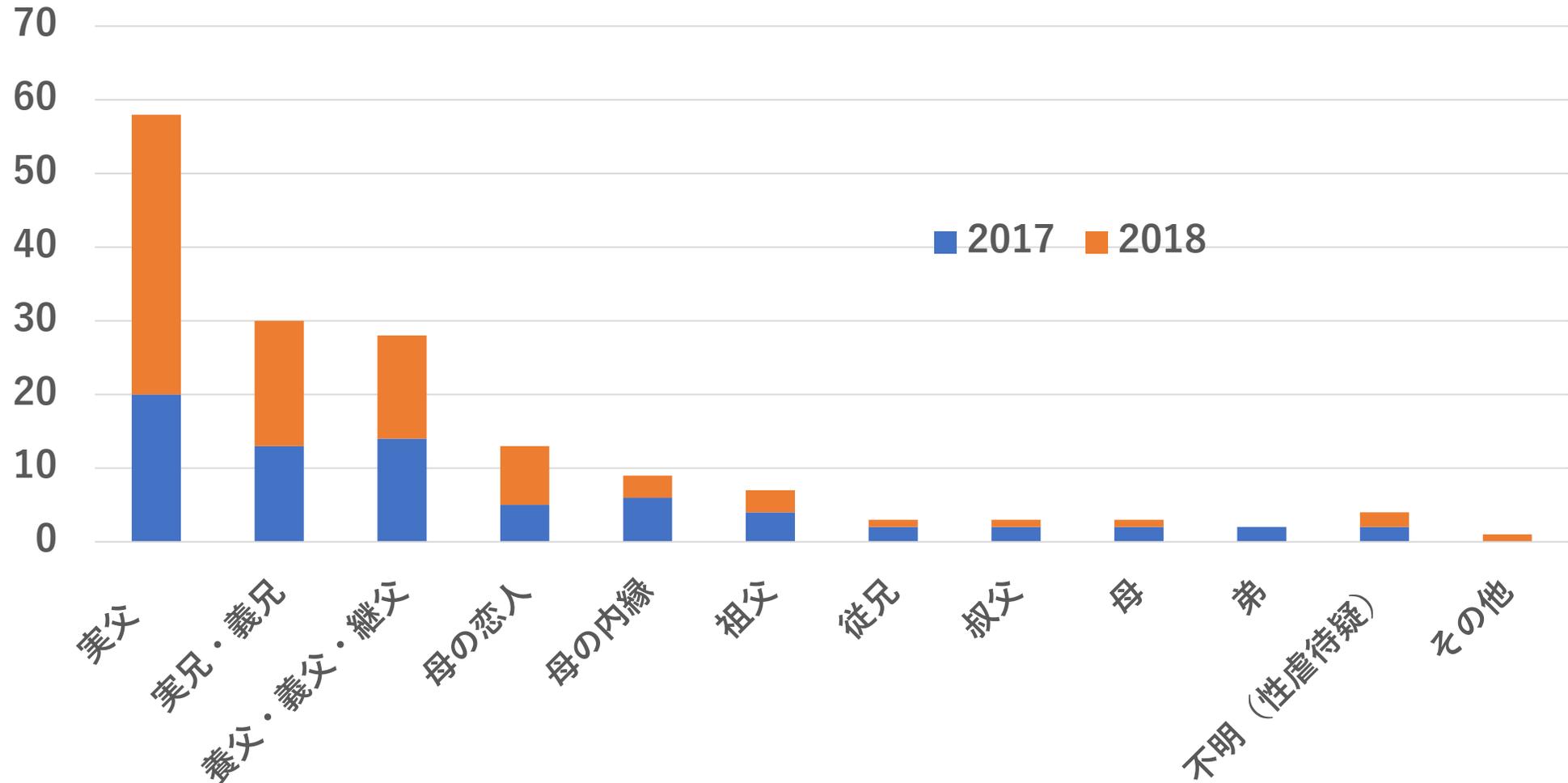
# 家族以外からの性被害の加害者

(家族以外からの性被害 2017年度70人 2018年度65人の加害者)



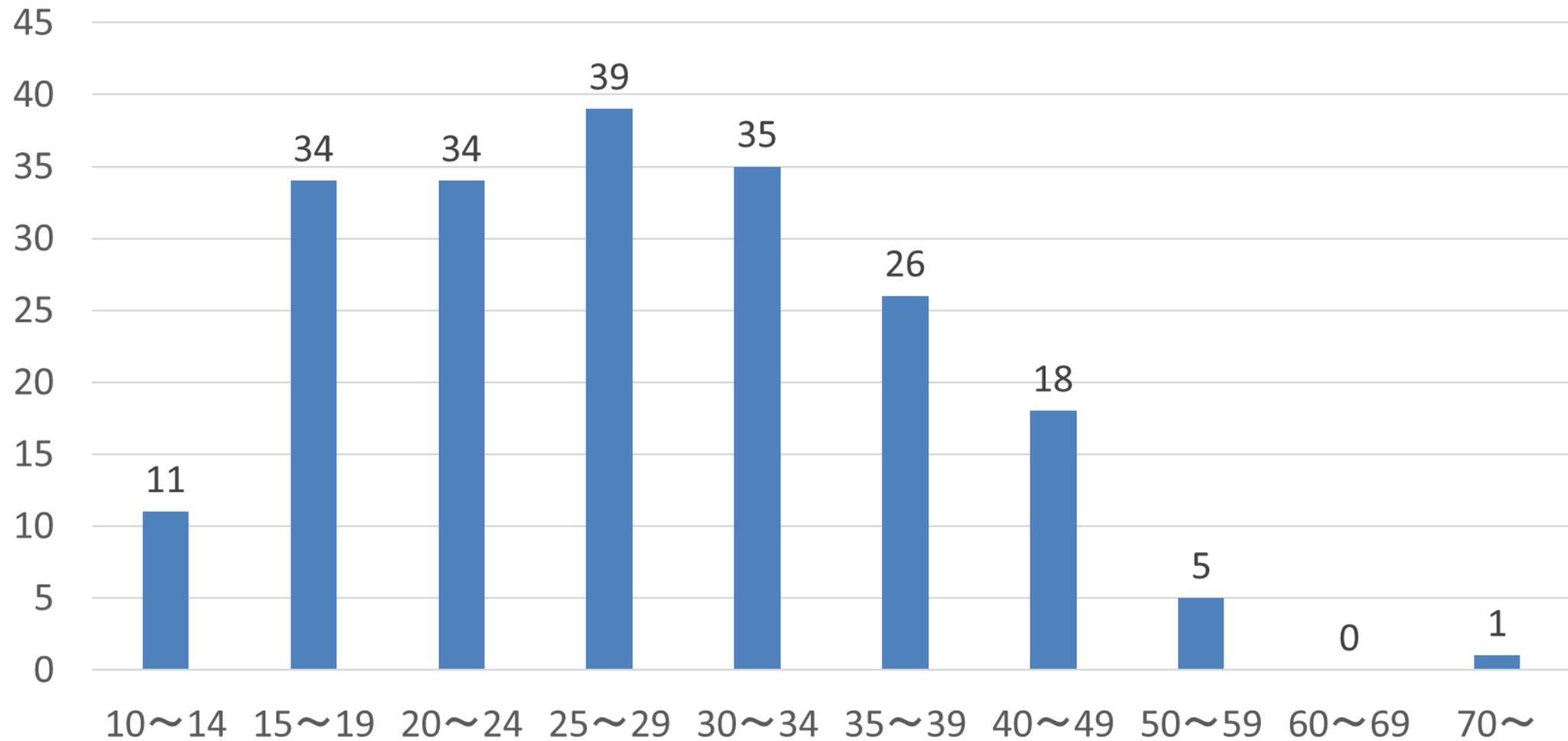
# 性虐待被害の加害者

(性虐待被害2017年度72件 2018年度89件の加害者)



## 4) 性暴力としてのDV

# SACHICOに来所したDV被害者203人の年齢構成 (2010～2018)



# DVとしての性暴力の特徴

- ①夫婦間の性交は当たり前のこととして行われる、同意は要らないと社会も当事者（加害者も被害者も）も思っている  
（⇒寝ている間に性交される）
- ②繰り返し、何年もの間、続くことが多い
- ③性のことを役所の相談窓口や配暴センターや警察に相談しにくい
- ④密室の出来事を性暴力として証明しにくい
- ⑤妊娠中絶に配偶者の同意が必要（母体保護法）

←夫婦間強制性交等の認定が必要

## DV被害者は妊娠の相談が多い

2010年4月～2019年3月

DV被害者203人中99人（48.8%）が妊娠して来所している

⇐ 暴力の状況把握

⇐ 母体保護法指定医師による診療と面談

⇐ 中絶についての判断

（母体保護法第14条1項又は2項に基づくが、本人と配偶者の同意が必要）

妊娠継続するかどうかは女性の性的自己決定権の問題

本人の同意があれば中絶が可能とする法整備が必要

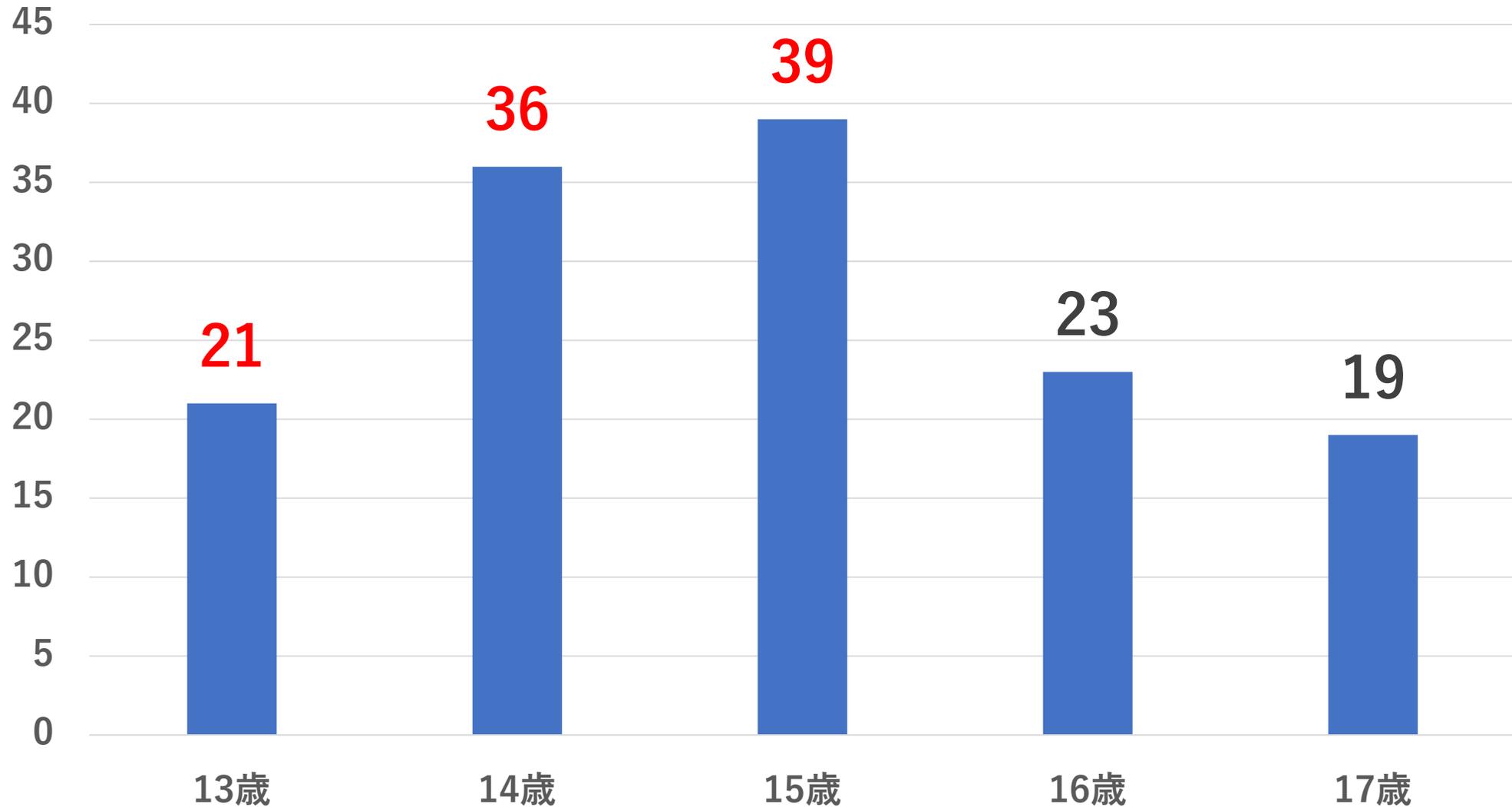
**セクシュアル&リプロダクティブ ライツ !!**

5) その他に分類される子どもたち  
(性非行として連れて来られる子どもたち)

# 児童相談所より「性非行」として 連れて来られた子どもたち138人の年齢分布

(2010年4月～2019年3月SACHICO)

©性暴力救援センター・大阪SACHICO



# 性非行として連れて来られる子どもたちの被害状況 (2018年度分：計38人)

年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
人数	1	5	8	11	8	5	38人
家出中	0	3	4	3	3	1	14人
SNSで 知り合った	0	2	4	6	5	4	21人
知人等	1	3	4	5	3	1	17人
複数人と	0	1	5	3	5	4	17人

# 「性非行」として連れて来られる子どもたち

① 家庭に居場所のない子が多い

② 殆どSNSでつながる。

加害者は、性的な目的で近づいてくるが、子どもたちは相談相手と思っているので、被害者意識がない  
支援学校の子も少なくない **(13歳性交同意年齢の問題)**

③ 警察経由で児相が保護しても、自宅に帰すことが多く、  
家庭の状況はあまり変わらないので、又繰り返す

## 子どもたちは「同意」という

- 友だちの間はセックスしない、「付き合う」は「セックスすること」
- セックスはいやだけど、女のつとめと思っている
- セックスは気持ちがいいわけではない、相手が気持ちよさそうにしているのを見るのがよい
- (スマホでつながった相手は) 優しく、楽しくて、ぐちもよく聞いてくれる
- 周りにちゃんと私の話を聞いてくれる人がいない
- (複数の相手と多数回セックスしても) 減るもんじゃなし
- 相手は私に他の男としゃべるなというのに、自分はちゃらちゃら他の女としゃべる
- 口は妊娠しないからコンドームをつけない

←産婦人科医師のできること：「よくきたね」「そうなんや」「またおいで」と言い、

**安心・安全で豊かな性を自らの力で選べるように見守ること**

# 同意とは

少年の性非行に関する米国特別委員会の報告による定義  
(1993年)

- 1) 年齢、成熟度、発達度、役割、経験に基づいて、何かなされるか理解している
- 2) 提案されたことに関する社会的規範を知っている
- 3) 性行為をした場合に起こりうる結果と、性行為をおこなわないという別の選択肢もあるというそれぞれを承知している
- 4) 性行為に賛成する意思と反対する意思の両方の選択肢が平等に尊重されるという前提がある
- 5) 意思決定が自発的になされる
- 6) 知的な理解能力を有する

6) 子どもの性被害は誰が診るのか？

## 三者協同面接が実行されている

(2015年10月28日最高検察庁、警察庁、厚労省児童家庭局通達)

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取り組みに向けた三者の連携強化のもと、信用性の高い被害児からの証言を確保しようとするもの。

⇒ 子どもの診察所見を産婦人科医師に求められることが  
増える可能性が大

三者協同面接の通達（2015年）及び刑法改正（2017年）後  
感じる変化・・・**監護人の逮捕が増えている！！**

- SACHICO開設後5年間（2010～2014）の  
性虐待**213**件中加害者（監護人）が  
逮捕されたのは**16件（7.5%）**
- 2017年度1年間の性虐待**72**件中  
加害者が逮捕されたのは **7件（9.7%）**
- 2018年度1年間の性虐待**89**件中  
加害者が逮捕されたのは**16件（18.0%）**

（いずれもSACHICOが知り得た範囲）

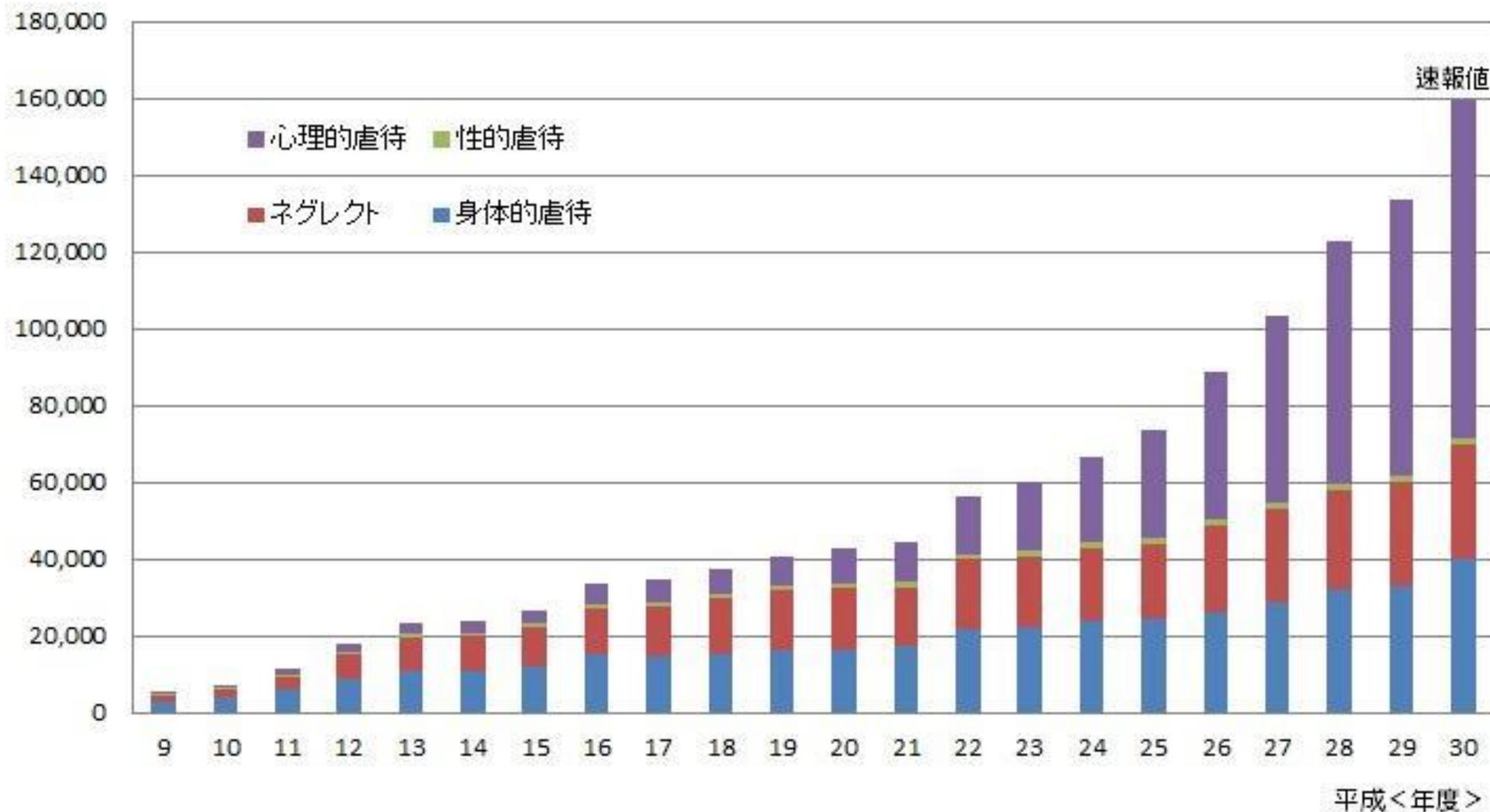
CQ428 (産婦人科診療ガイドラインー婦人科外来編2020案)  
(日本産科婦人科学会雑誌2019年9月号)

性虐待が疑われる女児への対応は？

# Answer

1. 以下の医学的所見の有無を必要に応じて確認し、診療録に記載する (A)
  - 1) 全身の外傷
  - 2) 女兒に適した体位で観察される、外陰・腔・肛門の損傷またはその治癒後に認められる所見
  - 3) 性感染症
  - 4) 妊娠
  - 5) 腔内の異物
2. 急性期の場合は、体表・腔内の証拠を採取する (A)
3. 診察時に本人が語った言葉と診察時の態度に関する情報を診療録に記載する (A)
4. 1の医学的所見がある場合は児童相談所に通告する (A)

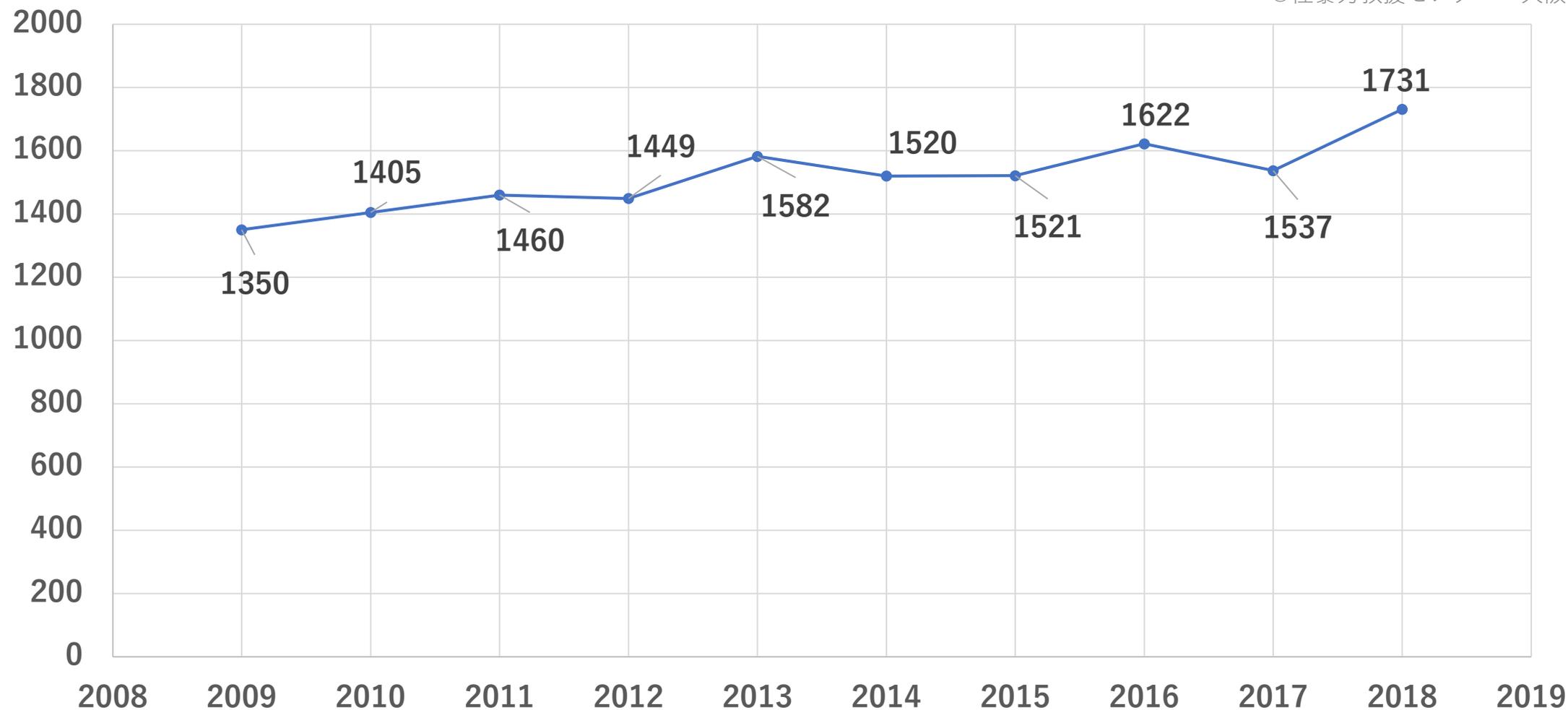
## 児童相談所における児童虐待相談対応の内容



# 児童相談所での性的虐待相談件数の推移

(2009～2018厚労省発表)

©性暴力救援センター・大阪SACHICO



## 7) 何が必要か

# 性暴力被害者を診る病院拠点型救援センター

- 「性器を診る」のではなく「性を診る」医療：「性への傷つきに対する診断と治療」
  - ① 性被害の事実の診断と記録
    - 特に子どもの性被害の診療について、産婦人科医師の役割が大きい
  - ② 妊娠および性感染症等の検査と治療、継続的医療
  - ③ 「からだと性に関する安心」の回復
    - ボディイメージと自尊感情の回復と同時に、「自己決定できる性」が当人にとっての「性」であることを伝える
  
- 24時間対応、診療に配慮が必要、時間がかかる  
かつ、被害者のセクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツの回復のための医療と法的支援・生活支援を含む中長期的支援のコーディネーターが求められる

# 他機関との連携

- 1) **大阪府警**：ウーマンラインとの日常的な相談  
年1回の府警との協議会
- 2) **児童相談所**：府下6児相との協議会年2回  
大阪市児相との協議会年1回  
堺市児相との協議会年1回
- 3) **登録弁護士**：運営委員の同行支援、裁判支援  
協議会年1回
- 4) **学校**：必要により担任・養護・生徒指導・管理職等  
と、被害者対策、加害者対応、学内性教育の  
取り組み等について協議
- 5) **検事**からの相談・供述書作成・証人出廷の依頼など

# 女性と子どもたちの 性の尊厳をまもり、育てるためには

## ➤ 性教育と人権教育

セクシュアル リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立！

## ➤ 性暴力被害者支援法の制定！

多様な性暴力被害者支援のためには  
病院拠点型のワンストップセンターが必要  
連携型から病院拠点型へ！

## ➤ 刑法の更なる改正に向けて！

暴行脅迫要件の緩和  
性交同意年齢の引き上げ  
夫婦間強制性交等の認定